

# 「治山工事検査基準細則の制定について」の一部改正について

平27.3.12 27中治第235号 26例規第5号

「治山工事検査基準細則の制定について」（昭和61年2月26日付61長治第33号、61例規第5号）の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。

## 治 山 工 事 検 査 基 準 細 則

（目 的）

第1条 この治山工事検査基準細則（以下「基準細則」という。）は、国有林野事業請負工事監督・検査実施要領（昭和49年4月8日付け49林野経第157号、以下「実施要領」という。）第28条の規定に基づき、中部森林管理局発注の請負契約による治山工事（以下「治山工事」という。）の検査の細則を定めたもので、検査職員の適正かつ円滑な検査業務の遂行に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 治山工事の検査は、他の法令、国有林野事業工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）及び実施要領に定めるもののほか、この基準細則によって行わなければならない。

（検査の準備）

第3条 検査に先立って、総括的に工事の実行経過を把握するため、次の事項について調査しなければならない。

- （1） 契約書、図面及び特記仕様書、現場説明書（現場説明に対する質問、回答を含む）契約約款、治山工事標準仕様書等（以下これら総称して「設計図書」という。）の内容
- （2） 着工及び完成年月日
- （3） 設計変更の有無及びその内容
- （4） 実施要領第6条に定める監督職員の指示及び承諾事項
- （5） 監督職員の立会状況及び検査並びに確認等の状況
- （6） 施工管理の状況
- （7） 工期中における災害の有無と被害状況及びその措置、補償等
- （8） その他必要な事項

（証拠図書類の確認）

第4条 検査にあたっては「治山工事監督実施要領」制定について（平成23年11月24日付け23中治第172号）に基づく実行経過書類の作成整備が行われているか、どうかを確認しなければならない。

（検査の方法）

第5条 検査は、設計図書及び証拠図書類等に基づいて別表「治山工事検査基準細則付表」により当該契約の内容に適合しているかどうかを実地に検査しなければならない。なお、安全上等から実地の検査が出来ない場合は、監督職員確認書類・提出書類（写真含む）等で検査できるものとする。

治山運搬道の検査で、この基準細則に定めのないものについては、林道工事検査実施細則によるものとする。

また、検査職員は、適宜検査項目ごとの検査過程及び内容を明らかにするための記録写真を整備しておかなければならない。

(検査野帳)

第6条 検査野帳は別紙様式とし、次により記入する。

(1) 合否の判定は治山工事検査基準細則付表によるものとし、合格は○、不合格は×、軽微な手直しが検査中に完了し、合格したものを△とする。

(2) 野帳は、ダム工及びダムに準ずるコンクリート土留工は構造物ごとに別葉とし、その他の工種は同一工種であっても、施工箇所ごとに別葉とする。

なお、野帳様式のない工種については類似工種の野帳又はその他工事の野帳を使用する。

(検査図面)

第7条

(1) 検査図面は原則として実行経過書類の出来型図を複写したものとする。

(2) 図面には出来高寸法と検測実寸法を区分して明記するとともに掘起し、抜取り、穿孔、破壊、表面強度測定箇所並びに外見観察による表面不良箇所等の位置、方向等必要事項を記入する。

(検査報告)

第8条 検査を完了したときは、実施要領第27条に定める検査調書を作成し、速やかに支出負担行為担当官等に報告するものとする。

検査の結果、設計図書と出来高の不一致を認めた場合は次により速やかに所定の手続きをとらなければならない。

(1) 設計図書と出来高の不一致が別表「治山工事検査基準細則付表」の許容限度を超えているものの施工目的達成上支障がないと認めるときは出来高数量を確認のうえ完成として取扱い、その旨を支出負担行為担当官等に報告するものとする。

(2) 設計図書と出来高の不一致が別表「治山工事検査基準細則付表」の許容限度を超えており目的達成上支障があると認められるときは、改造又は補修の意見を付して、その旨を支出負担行為担当官等に報告するものとする。

(改造又は補修の指示)

第9条 支出負担行為担当官等は第8条の(2)の報告があった場合は、請負人に対し別紙様式により改造又は補修を指示するものとする。

(確認検査)

第10条 請負人から第9条の改造又は補修が完了した旨の届出が為された時は、支出負担行為担当官等は確認検査を実施し、指示どおりに改造又は補修されたことを認めた場合は完成として取扱うものとする。



| 工種区分     | 検 査      |   |                    | 許 容 限 度  | 合 格  |                                | 不 合 格  |  | 備 考 |
|----------|----------|---|--------------------|--|--|--------------------------------|--|--|-----|
|          | 事 項      | 種 別   | 方 法                |  | 判 定  | 判 定                            | 事 後 措 置  |  |     |
|          | 2.外 見    | (1) 砂ボロ、豆板、凍結、クラック、エフロレッセンス等の有無、打継目の良否等を目視により検査する。                                  |                    | 砂ボロ、豆板<br>A 全くないもの。<br>B 構造物表面積の5%以内で集団的でない場合。                       | a 構造物表面積の5%を超える場合。<br>b 構造物表面積の3%以上で集団的な場合。                              | 補修させる。                         |  |  |     |
|          |          |   |                    | 凍結、クラック、エフロレッセンス等不良箇所<br>A 全くないもの。<br>B あっても僅少で構造物の目的達成上支障がないと認めた場合。 | 欠点が顕著で構造物の目的達成上支障のあるもの。  | 改造又は補修させる。                     |  |  |     |
|          | 3.表面強度   | (1) 放水路天端、両袖天端、上下流法面各1箇所以上をテストハンマーにより実測。<br>なお、残存型枠等で実測できない箇所は実測を省略できる。             | 設計基準強度             | 設計基準強度以上であればよい。  | 設計基準強度を下廻る場合。  | コアを採取し圧縮強度試験を行いその結果に基づき補修させる。  |  |  |     |
|          | 4.圧縮強度   | (1) コンクリートの圧縮強度試験表により確認する。  |                    | 設計基準強度の85%を下廻るものがなく、かつ全試料の平均値が設計基準強度以上の場合。                           | a 設計基準強度の85%を下廻るものがある場合。<br>b 設計基準強度の85%を下廻るものはないが、全試料の平均値が設計基準強度を下廻る場合。 | 改造させる。                         | 検査報告書には圧縮強度試験表(写)を添付しなくてもよい。   |  |     |
|          | 5.反 響 音  | (1) 構造物の各部について、反響音を手ハンマーで検査する。  |                    | むらなく金属性の反響音を得ればよい。   | 濁音を発する箇所。  | 穿孔、注水検査又は破壊検査を行いその結果に基づき補修させる。 |  |  |     |
|          | 6.破 壊    | (1) 各検査の結果、不良箇所があって特に必要がある場合に行い目視等により内容を検査する。<br>(2) 破壊孔の大きさは30cm×30cm深さ30cmを標準とする。 |                    | 手抜等、特に粗漏な施工が認められない場合。  | 手抜等特に粗漏な施工が認められた場合。  | 程度によって改造させるか、グラウティング等により補修させる。 | 破壊及び注水検査を行う場合。<br>1) 滲透水のある場合。<br>2) 砂ボロ、豆板等外見的欠点が顕著な場合。<br>3) 施工方法、工事記録、開き取り検査等から不審のある場合。<br>4) クラックが生じている場合。 |  |     |
|          | 7.穿孔注水   | (1) 各検査の結果、不良箇所があって特に必要がある場合に行い、減水速度により内部を検査する。<br>(2) 穿孔深は不良箇所又は打継目を貫通する深さとする。     | 満水して1分後の減水が10cm以下。 | 許容限度以内であればよい。  | 許容限度以上の場合。   | 同 上                            |  |  |     |
| IVその他の検査 | 1.床掘等    | (1) 床掘土の処理状況<br>埋め戻し及び跡片付け状態を目視により確認検査する。   |                    | 良好である。   | 不十分である。  | 手直しをさせる。                       | 一般的な施工方法を基準に判定する。  |  |     |
|          | 2.現地採取材料 | (1) 採取跡地の整地状況を目視により確認検査する。  |                    | 同 上  | 同 上  | 同 上                            | 同 上  |  |     |
|          |          |   |                    |  |  |                                | その他必要事項について検査する。   |  |     |

| 工種区分  | 検 査     |                               |   | 許 容 限 度  | 合 格   |   | 備 考 |  |
|---|---------|-------------------------------|---|--|---|---|-----|--|
|   | 事 項     | 種 別                           | 方 法   |  | 判 定   | 不 合 格<br>判 定<br>事 後 措 置                                 |     |  |
| 鋼製構造物<br>及び枠構造物<br>(ダム工<br>各種防<br>止柵工<br>等) | I 計画検査  | 1. 計画高                        | (1) 水準基標 (B. M) 上り施工基面又は放水<br>路天端迄の高さをレベルで実測  | ① 鋼製構造物 ± 3 cm<br>② 枠構造物 ± 5 cm  | A 許容限度以内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが溝造<br>物の目的達成上支障がないと認<br>めた場合。但し、数量減の場合<br>は減額して支払う。 | 許容限度を超えており構造物の目<br>的達成上支障があると認められる<br>場合。<br><br>改造させる。 |     |  |
|   | II 形量検査 | 1. 明視でき<br>る部分の<br>出来高寸<br>法等 | (1) 各部の出来高寸法をスチールテープ等で<br>実測<br><br>(但し<br>長さは基準点より各変位点までの距離と<br>する。<br>巾は基準点より直角の方向の寸法とす<br>る。<br>高さは各構造の高位点の高さとする。) | ① 鋼製構造物 (スリッ<br>トタイプ)<br>※寸法部位は別紙参照<br>高さ (格子型・B型)<br>± (1 + H/100) cm<br>" (A型) ± 0.5 cm<br>長さ L (格子型)<br>± 5 cm<br>" l (格子型)<br>± (1 + l/100) cm<br>幅 W (格子型)<br>± 3 cm<br>" w (格子型・B型)<br>± (1 + w/100) cm<br>② 鋼製構造物及び丸太<br>枠以外の枠構造物<br>高さ - 5 cm<br>長さ - L/300<br>ただし、<br>長さ30m以上 -10cm<br>" 15m未満 - 5 cm<br>幅 - 5 cm<br>③ 丸太枠構造物<br>高さ -10cm<br>長さ - L/50<br>ただし、<br>長さ20m以上 -40cm<br>" 5m未満 -10cm<br>幅 - 5 cm<br>④ 落石防止柵等<br>高さ - 3 cm<br>長さ - L/300<br>ただし、<br>長さ30m以上 -10cm<br>" 15m未満 - 5 cm | A 同 上<br>B 同 上  | 同 上   | 同 上 | 請負者の責によって堀越<br>した部分を埋戻すため構<br>造物を延長した箇所は形<br>量検査の対象外とする。 |
|   |         |                               | (2) 各部の法を正規法面を基準にしてスラン<br>ドルール等で実測する。   | 前記②の場合 ± 0.2分<br>前記③の場合 ± 0.5分   | A 同 上<br>B 同 上  | 同 上   | 同 上 |  |

| 工種区分 | 検 査                              |                   |  | 許 容 限 度                             | 合 格   |  | 不 合 格                             |                   | 備 考                               |
|------|----------------------------------|-------------------|--|-------------------------------------|---|--|-----------------------------------|-------------------|-----------------------------------|
|      | 事 項                              | 種 別               | 方 法  |                                     | 判 定   | 判 定  | 事 後 措 置                           |                   |                                   |
|      |                                  | 2. 明視できない部分の出来高寸法 | (1) 証拠図書により確認するが、必要に応じて根掘りを行い根入状況を検査する。  | 前記各種別に準ずる。                          | A 同 上<br>B 同 上  | 同 上  | 同 上                               |                   |                                   |
|      | Ⅲ品質検査                            | 1. 部材寸法           | (1) 抽出に上り各部材の長さ、巾、厚さ等をスチールテープ、ノギス等で実測する。   | 規格どおり。                              | 規格どおりであればよい。  | 規格を下廻るもの。  | 同 上                               |                   |                                   |
|      |                                  | 2. 品 質            | (1) 鋼材等<br>材料検査証（ミルシート）を参考にして、各部材の質及びさび止めの状態を目視等により確認検査する。<br>(2) 丸 太<br>腐れ、割れ、穿孔虫被害等、材の耐久性を低下させる欠点がないか目視等により確認検査する。 | 同 上                                 | A 同 上<br>B 異常がなければよい。   | a 同 上<br>b 異常があつて構造物の耐久性が低下すると判断される場合。                                 | 改造又は当該部材を規格に合ったものと交換させる。          |                   |                                   |
|      |                                  | 3. ボルト等の締付け       | (1) 抽出により締付け箇所を、手ハンマーの反響音で検査し、濁音箇所はレンチを用いて直接検査する。  |                                     | 澄んだ音がしてボルトがしっかり転まっていればよい。   | ゆるんでいる。  | 締め直させる。                           |                   |                                   |
|      |                                  | 4. 詰 石            | (1) 径をスチールテープ等で実測する  | 規格どおり。                              | 規格に合っていればよい。  | 規格から著しく外れている場合。  | 規格に合ったものと交換させる。                   | 径は長径と短径の平均値とする。   |                                   |
|      |                                  |                   |  |                                     |   |  |                                   |                   | (2) 石質を手ハンマー等で検査する。               |
|      | Ⅳその他の検査                          | 1. 床掘等            | (1) 床掘土の処理状況、埋め戻し及び跡片付状態を目視により確認検査する。  |                                     | 良好である。  | 不十分である。  | 手直しをさせる。                          | 一般的な施工方法を基準に判定する。 |                                   |
|      |                                  | 2. 現地採取材料         | (1) 採取跡地の整地状況を目視により確認検査する。   |                                     | 同 上   | 同 上  | 同 上                               | 同 上               |                                   |
|      | 山腹基礎工<br>（積工<br>水路工<br>暗渠工<br>等） | Ⅰ計画検査             | 1. 計画高   | (1) 水面基準（B、M）から施工面又は天端までの高さをレベル等で実測 | コンクリートブロック積工、石積工、コンクリートもたれ型、±5cm  | A 許容限度以内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが構造物の目的達成上支障がないと認めた場合。但し数量減の場合は減額して支払う。 | 出来高寸法に同じ                          | 出来高寸法に同じ          | その他必要事項について検査する。                  |
|      |                                  | Ⅱ形量検査             | 1. 出来高寸法   | (1) 各部の出来高寸法をスチールテープ等で実測。           | ① コンクリートブロック積工、石積工、コンクリート板積工、<br>高さ - 5cm<br>長さ - L/100<br>ただし、<br>長さ20m以上 - 20cm<br>＼ 5m未満 - 5cm<br>幅・厚さ<br>本体 - 3cm<br>裏込 - 3cm | A 同 上<br>B 同 上   | 許容限度を超えており構造物の目的達成上支障があると認められる場合。 | 改造させる。            | 許容限度を超えており構造物の目的達成上支障があると認められる場合。 |

| 工種区分 | 検 査      |  |  | 許 容 限 度  | 合 格                      |           | 不 合 格                   |                 | 備 考 |
|------|----------|--|--|--|--------------------------|-----------|-------------------------|-----------------|-----|
|      | 事 項      | 種 別  | 方 法  |  | 判 定                      | 判 定       | 事 後 措 置                 |                 |     |
|      |          |  |  | ② 丸太積工<br>高さ -10cm<br>長さ -L/50<br>ただし、<br>長さ20m以上 -40cm<br>" 5m未満 -10cm<br>幅 -5cm<br>③ 水路工、暗渠積工<br>高さ(深さ) -5cm<br>長さ(延長) -20cm<br>幅 -10cm<br>④ 蛇籠・フトン籠工<br>高さ -5cm<br>幅 -5cm<br>長さ -L/50<br>ただし、<br>長さ15m以上 -30cm<br>" 5m未満 -10cm<br>のり長 -L/50<br>ただし、<br>長さ10m以上 -20cm<br>" 5m未満 -10cm<br>⑤ のり切工<br>のり長<br>ただし、<br>長さ4m以上 ±20cm<br>" 4m未満 ±0.5%<br>延長 ±10cm |                          |           |                         |                 |     |
|      |          |  | (2) 構造物の法を正規法面を基準にしてポール及びスラントルール等で実測する。  | 前期①④の場合 ±0.3分<br>②⑤の場合 ±0.5分   | A 同 上<br>B 同 上           | 同 上       | 同 上                     |                 |     |
|      |          | 2. 明視できない部分                                | (1) 証拠図書によって確認するが必要により根掘りを行い直接検査する。  |  | A 同 上<br>B 同 上           | 同 上       | 同 上                     |                 |     |
|      |          | 3. 材料使用量                                   | (1) 扱取り又は掘り起し等により材料の規格、単位当たり使用量を確認検査する。<br>コンクリートブロック積工等<br>1箇所/100㎡<br>水路工、暗渠工等<br>1箇所/100m | 仕様どおり。   | 仕様どおりであればよい。             | 仕様に満たない。  | 補足させるか改造させる。            | 溪間工間詰は扱取りは省略する。 |     |
|      | III品質検査  | 1. 材料の規格                                   | (1) 各材料の規格、寸法をスチールテープ等で実測する。   | 規格どおり。   | 規格どおりであればよい。             | 規格を下廻るもの。 | 規格に合ったものと交換させるか又は改造させる。 |                 |     |
|      | 2. 材料の品質 | (1) 各材料の品質を材料検査証(ミルシート)のあるものはそれを参考に、手ハンマーに | 同 上  | A 同 上<br>B 構造物の耐久性を低下させる   | a 同 上<br>b 構造物の耐久性を低下させる | 同 上       |                         |                 |     |

| 工種区分                         | 検 査         |  |   | 許 容 限 度  | 合 格  |   | 備 考                                     |                       |
|------------------------------|-------------|--|---|--|--|---|---|-----------------------|
|                              | 事 項         | 種 別                                    | 方 法   |  | 判 定  | 不 合 格                                       |   |                       |
|                              |             |  |   |  |  | 事 後 措 置                                     |   |                       |
|                              | Ⅲその他の<br>検査 | 1.床拵等<br>検査                            | (1) 共 通<br>床拵、地山への取り付け等の状態を目視<br>により確認検査する。   |  | 良好である。   | 不十分である。                                     | 手直しをさせる。                                |                       |
|                              |             |  | (2) コンクリート板積工<br>中詰土の締固め状況を径3cm、長さ144<br>cm、重さ8kg程度の鉄棒を地上50cm位の所<br>から垂直に自然落下させ先端が土中にめり<br>込む程度で判定する。 | めり込み探さ 3cm以内   | 許容限度以内であればよい。  | 許容限度以上めり込んだ場合。                              | 再締め固めをさせる。                              |                       |
|                              |             | 2.植 生                                  | (1) 丸太積工、粗朶積工、等は雑草雑木株の<br>活着状況を目視等により検査する。  | 枯損率 20%  | 同 上  | 許容限度以上の場合。                                  | 補植させる。(さし木でも<br>よい)                     |                       |
|                              |             | 3.現地採取<br>材料                           | (1) 採取跡地の整地状況を目視により確認検<br>査する。  |  | 良好である。   | 不十分である。                                     | 手直しをさせる。                                | 一般的な施工方法を基準<br>に判定する。 |
|                              |             | 4.施 工                                  | (1) 水路工、暗渠工については施工位置、深<br>さが集排水に適したものであるかどうか目<br>視により確認検査する。  |  |  |   |   |                       |
|                              |             |  |   |  |  |   | その他必要事項について<br>検査する。                    |                       |
| (吹付工)<br>モルタル・<br>コンクリー<br>ト | I 形量検査      | 1.出来高寸<br>法                            | (1) 面積は、出来高図(測量野帳)に基づき、<br>測量杭の抽出検測及び証拠図書等により確<br>認する。  | 面積 設計値以上(抽出<br>検査計)<br>のり長 3m以上 -10cm<br>" 3m未満 -5cm<br>厚さ 5cm以上 -2cm<br>" 5cm未満 -1cm<br>区間長 -20cm | A 許容限度以内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが構造<br>物の目的達成上支障がないと認<br>めた場合。但し数量減の場合は<br>減額して支払う。 | 許容限度を超えており、構造物の<br>目的達成上、支障があると認めら<br>れる場合。 | 改造させる。                                  |                       |
|                              |             |  | (2) 断面、形状等の変化点ごとの出来高寸法<br>をスチールテープ等で実測する。ただし、<br>延長については施工箇所ごと。                                       |  |  |   |   |                       |
|                              |             |  | (3) 吹付厚確認用測定ピン等により、200㎡に<br>1か所(全施工面積が200㎡未満の場合は2<br>か所)をコアまたはさく孔により実測す<br>る。                         |  |  |   |   |                       |
|                              | II 品質検査     | 1.材料の規<br>格                            | (1) ワイヤラス、アンカー材等の規格・寸<br>法をスチールテープ等で実測する。   | 規格どおり。   | 規格どおりであればよい。   | 規格を下廻るもの。                                   | 規格に合ったものと交換<br>させるか、又は改造させ<br>る。        |                       |
|                              |             |  | 2.材料の品<br>質   | (1) 各材料の品質を材料検査証(ミルシート)<br>のあるものはそれを参考にして目視等によ<br>り確認検査する。   | 同 上  | A 同 上<br>B 構造物の耐久性を低下させる<br>ような欠点がなければよい。   | a 同 上<br>b 構造物の耐久性を低下させる<br>ような欠点がある場合。 | 同 上                   |
| Ⅲその他の<br>検査                  | 1.施 工       | (1) 吹付がよく地山に密着しているかどうか<br>目視により確認検査する。 |   | 地山に密着し、安定していればよ<br>い。  | 浮き上がっていて不安定な場合。  | 手直しをさせる。                                    |   |                       |
|                              |             |  |   |  |  |   | その他必要事項について<br>検査する。                    |                       |

| 工種区分                        | 検 査        |   |  | 許 容 限 度   | 合 格  |                                     | 備 考                      |
|-----------------------------|------------|---|--|---|--|-------------------------------------|--------------------------|
|                             | 事 項        | 種 別   | 方 法  |   | 判 定  | 不 合 格<br>事 後 措 置                    |                          |
| (のり枠工)                      | I 形量検査     | 1. 出来高寸法  | (1) 面積は、出来高図(測量野帳)に基づき、測量杭の抽出検測及び証拠図書等により確認する。     | 面積 設計値以上(抽出検査計)<br>のり長 10m以上 -20cm<br>" 10m未満 -10cm<br>幅 -3cm<br>高さ -3cm<br>吹付枠中心間隔 ±10cm<br>延長 -20cm | A 許容限度以内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが構造物の目的達成上支障がないと認められた場合。但し数量減の場合は減額して支払う。 | 許容限度を超えており、構造物の目的達成上、支障があると認められる場合。 | 改造させる。                   |
|                             |            |   | (2) 任意に単位枠を抽出して実測。                                 |   |  |                                     |                          |
|                             |            | (3) 断面、形状等の変化点ごとの出来高寸法をスチールテープ等で実測する。ただし、延長については施工箇所ごと。 |  |   |  |                                     |                          |
|                             | II 品質検査    | 1. 材料の規格  | (1) 枠材及び連結材、アンカー材等の規格・寸法をスチールテープ等で実測する。            | 規格どおり。  | 規格どおりであればよい。   | 規格を下廻るもの。                           | 規格に合ったものと交換させるか、又は改造させる。 |
| 2. 材料の品質                    |            |   | (1) 各材料の品質を材料検査証(ミルシート)のあるものはそれを参考にして目視等により確認検査する。 | 同 上   | A 同 上<br>B 構造物の耐久性を低下させるような欠点がなければよい。                                    | a 同 上<br>b 構造物の耐久性を低下させるような欠点がある場合。 | 同 上                      |
| III その他の検査                  | 1. 施 工     | (1) 枠がよく地山に密着しているかどうか目視により確認検査する。                       |  | 地山に密着し、安定していればよい。   | 浮き上がっていて不安定な場合。  | 手直しをさせる。                            |                          |
|                             |            |   |  |   |  | その他必要事項について検査する。                    |                          |
| 山腹緑化工<br>(柵工<br>積苗工<br>筋工等) | I 形量検査     | 1. 出来形寸法  | (1) 各施工箇所ごとに施工数量の5%以上を抽出し、各部の出来形寸法をスチールテープで実測する。   | 長さ -L/50<br>ただし、<br>長さ20m以上 -40cm<br>" 10m未満 -10cm<br>幅 -5cm<br>高さ -5cm                               | A 許容限度以内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが施工目的達成上支障がないと認められた場合。但し数量減の場合は減額して支払う。   | 許容限度を超えており、施工目的達成上、支障があると認められる場合。   | 改造させる。                   |
|                             |            |   | 2. 明視できない部分  | (1) 施工箇所ごとに1箇所程度を長さ50cm程度掘起して厚さ、深さ等を実測する。   |  |                                     |                          |
|                             | II 品質検査    | 1. 材料の規格  | (1) 使用材料の規格、寸法をスチールテープ等で実測する。                      | 規格どおり。  | A 規格どおりであればよい。<br>B 規格を外れているが施工目的達成上支障がないと認められた場合。                       | 規格を外れており、施工目的達成上支障があると認められる場合。      | 規格に合ったものと交換させるか、又は改造させる。 |
|                             |            |   | 2. 材料の品質   | (1) 使用材料の品質を材料検査証(ミルシート)のあるものは、それを参考にして目視等により確認検査する。  | 同 上  | A 同 上<br>B 同 上                      | 同 上                      |
|                             | III その他の検査 | 1. 筋 間 隔  | (1) 筋間隔を規定したものについてスチールテープ等で実測する。                   | 仕様どおり。  | A 仕様どおりであればよい。<br>B 若干仕様と違うが、施工目的達成上、支障がないと認められた場合。                      | 仕様とかけ離れていて施工目的達成上支障があると認められる場合。     | 改造させる。                   |
|                             |            |   | 2. 植 生   | (1) 植生の活着(発芽)状態及び生育状況を目視等により確認検査する。   | ① 枯損率 20%<br>② 発芽(面積)率70%  | 許容限度以内であればよい。                       | 許容限度以上の場合。               |

| 工種区分                        | 検 査        |               |  | 許 容 限 度  | 合 格  |                                      | 備 考                        |                               |
|-----------------------------|------------|---------------|--|--|--|--------------------------------------|----------------------------|-------------------------------|
|                             | 事 項        | 種 別           | 方 法  |  | 判 定  | 不 合 格                                |                            |                               |
|                             |            |               |  |  | 判 定  | 事 後 措 置                              |                            |                               |
|                             |            | 3. 現地採取材料     | (1) 採取跡地の整地状況を目視により確認検査する。   |  | 良好である。   | 不十分である。                              | 手直しをさせる。                   | 一般的な施工方法を基準に判定する。             |
|                             |            |               |  |  |  |                                      |                            | その他必要事項について検査する。              |
| (伏 工)                       | I 形量検査     | 1. 重ねしろ (むしろ) | (1) 施工箇所ごとに任意抽出箇所に横に10mのスチールテープを張り、その中の張付枚数をもとに被覆材の平均重ねしろを算出する。                          | - 3 cm   | A 許容限度以内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが施工目的達成上、支障がないと認めた場合。                               |                                      |                            |                               |
|                             |            | 2. 面積         | 出来高図(測量野帳)に基づき、測量杭の抽出検測及び証拠図書等により確認検査  | 設計値以上(抽出検査計)                                   | A 同上<br>B 同上<br>但し、数量減の場合は減額して支払う。   |                                      |                            |                               |
|                             |            | 3. 材料使用量      | (1) 目申、張縄等の単位当たり使用量を目視等により確認検査する。  | 仕様どおり。   | 仕様どおりであればよい。   | 不足している。                              | 補正させる。                     |                               |
|                             |            | 4. 植 生        | (1) 1,000m <sup>2</sup> に2箇所の割合で標準地(縦1m*横1m)を設定して目視により植生の植被率を求め、平均値を算出する。                | 植被率 70%以上                                      | A 許容限度以上であればよい。<br>B 許容限度を下廻っているが導入植生の主体となるべき種類の発芽が遅れかつ、それが発芽すれば許容限度以上になると見込まれる場合。 | 植生の発芽むらがあり、かつ、以後においても種子の発芽が期待できない場合。 | 種子を実播させる。                  | 出来形図に標準地の位置とそれぞれの発芽面積率を記入する。  |
|                             | II 品質検査    | 1. 規格品質       | (1) 納品書、発芽証明書等により使用材料の規格品質を確認検査する。   | 規格どおり。   | A 規格どおりであればよい。   | 規格に合っておらず施工目的が達せられないと認められる場合。        | 改造させる。                     |                               |
|                             | III その他の検査 |               |  |  |  |                                      |                            | その他必要事項について検査する。              |
| (種子吹付工<br>植生基材吹付工<br>航空実播工) | I 形量検査     | 1. 面積         | (1) 測量野帳に基づき測量杭の抽出検測及び証拠図書等により確認検査する。  | 設計値以上(抽出検査計)                                   | A 許容限度内であればよい<br>B 許容限度を超えているが施工目的達成上支障がないと認めた場合。但し数量減の場合は減額して支払う。                 |                                      |                            |                               |
|                             |            | 2. 吹付厚        | (1) 客土吹付の場合は200m <sup>2</sup> に1か所(全施工面積が200m <sup>2</sup> 未満の場合は2か所)を掘起し、実測により吹付厚を検査する。 | 5 cm以上 -20%<br>〃 未満 -10%<br>但し、平均厚さは設計厚さ以上とする。 | 許容限度以内であればよい。  | 許容限度を超えて不足する場合。                      | 再施工させる。                    | 許容限度を超えて不足する場合。               |
|                             |            | 3. 植 生        | (1) 1,000m <sup>2</sup> に2箇所の割合で標準地(縦1m*横1m)を設定して目視等により植生の植被率を求め、平均値を算出する。               | 植被率 70%以上                                      | A 許容限度以上であればよい。<br>B 許容限度を下廻っているが、材料証明等から、発芽が許容限度以上になると見込まれる場合。                    | 植生の発芽むらがあり、かつ、以後においても種子の発芽が期待できない場合。 | 播種ムラは手直しさせるが全面的な場合は再施工させる。 | 出来形図にコードラートの位置とそれぞれの植被率を記入する。 |

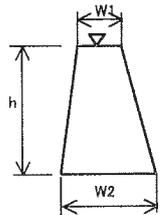
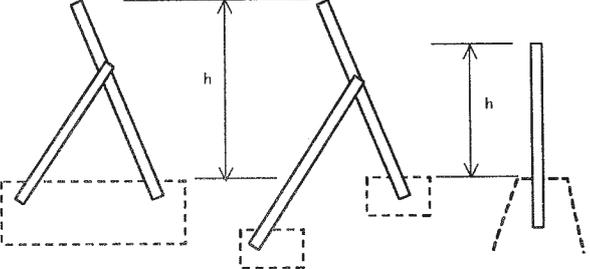
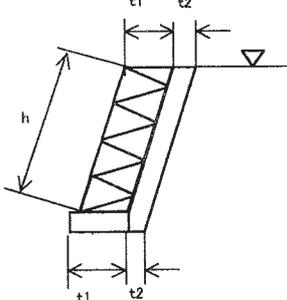
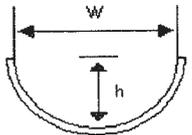
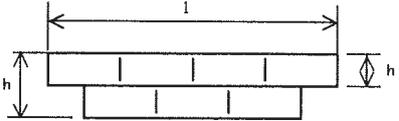
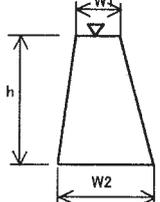
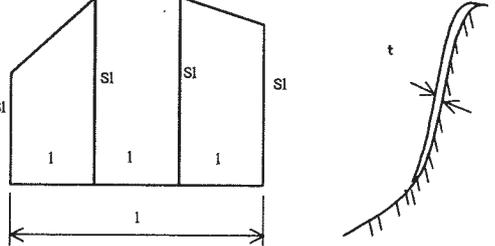
| 工種区分              | 検 査       |             |  | 許 容 限 度  | 合 格   |                                 | 備 考        |                  |
|-------------------|-----------|-------------|--|----------|---|---------------------------------|------------|------------------|
|                   | 事 項       | 種 別         | 方 法  |          | 判 定   | 不 合 格<br>事 後 措 置                |            |                  |
|                   |           | 4.材 料       | (1) 種子、肥料、その他資材等<br>納品書等により使用数量を確認検査する。<br>(2) 金鋼、マット、アンカー等<br>実地検査、施工写真、納品書等により使用数量を確認検査する。               | 設計どおり。   | A 設計どおりであればよい。<br>B 設計数量に満たない場合であっても植生の発芽状況等から施工目的が達せられると認めた場合。但し設計数量に不足する分は減額して支払う。          | 設計数量に足りず施工目的が達成できないと認められる場合。    | 再施工させる。    | ロス分についても確認する。    |
|                   | II品質検査    | 1.規格品質      | (1) 種子、肥料、その他資材等<br>発芽証明書、品質証明書等により確認検査する。<br>(2) 金鋼、マッチ、アンカー等<br>材料検査証(ミルシート)のあるものは、それを参考にして目視等により確認検査する。 | 規格どおり。   | A 規格どおりであればよい。<br>B 規格を外れているが施工目的達成上、支障がないと認めた場合。<br>但し、その規格が設計の規格に比べて低位のものである場合は単価更正をして減額する。 | 規格に合っておらず施工目的が達せられないと認められる場合。   | 同 上        |                  |
|                   | IIIその他    |             |  |          |   |                                 |            | その他必要事項について検査する。 |
| (植 栽 工)           | I 形量検査    | 1. 植付本数     | (1) 施工箇所ごとに植付本数が5%以上になるような植列を任意抽出し植付本数をカウントして出来高数量を確認検査する。   | ±5%      | 許容限度以内であればよい。   | 許容限度以上に不足する場合。                  | 補植させる。     |                  |
|                   |           | 2. 樹種割合等    | (1) 同上の方法で樹種割合、植付間隔等を確認検査する。   | 仕様どおり。   | 仕様どおりであればよい。  | 仕様と異なっていて施工目的達成上、支障があると認められる場合。 | 改植させる。     |                  |
|                   |           | 3. 枯 損 率    | (1) 同上の方法で枯損率を検査する。  | 15%以内。   | 許容限度以内であればよい。   | 許容限度以上の場合。                      | 改植又は補植させる。 |                  |
|                   |           | 4. 明視できない部分 | (1) 1haに1本程度掘り起して植穴の大きさ及び基肥量等を確認検査する。  | 仕様どおり。   | 仕様どおりであればよい。  | 仕様以下で植栽木の生育に影響すると判断される場合。       | 同 上        |                  |
|                   | II品質検査    | 1.規 格       | (1) 樹種別苗木の規格品質を目視等により検査する。   | 規格どおり。   | A 規格どおりであればよい。<br>B 規格を外れているが施工目的達成上支障がないと認めた場合。<br>但し、その規格が設計の規格に比べて低位のものである場合は単価更正をして減額する。  | 規格を外れており施工目的達成上支障があると認められる場合。   | 改植させる。     |                  |
|                   |           |             | (2) 肥料等の規格品質を納品書、品質証明書等により確認検査する。  | 規格どおり。   |   |                                 |            |                  |
|                   | IIIその他の検査 |             |  |          |   |                                 |            | その他必要事項について検査する。 |
| 地すべり防止工<br>(集水井工) | I 計画検査    | 1.位置及び計画高   | (1) 水準基標(B、M)から井戸天端中心点の方向距離をトランシット、スチールテープ等で実測する。<br>(2) 水準基標から井戸天端の高さをレベルで実測する。                           | 各±5cm    | A 許容限度以内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが施工目的達成上支障がないと認めた場合。   | 許容限度を超えており施工目的達成上支障があると認められる場合。 | 改造させる。     |                  |
|                   |           | 2.偏心量       | (1) 井戸天端と低底部の中心点を実測する。   | 偏心量 15cm |   |                                 |            |                  |

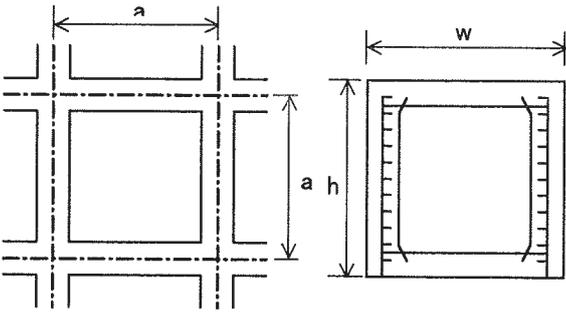
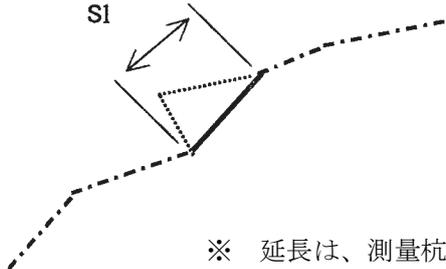
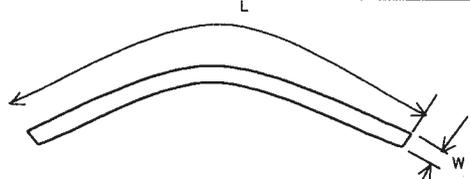
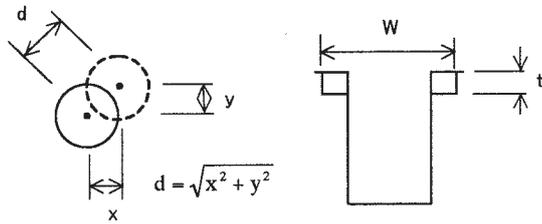
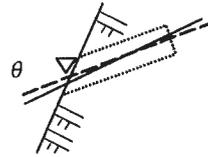
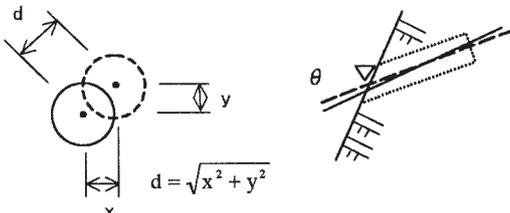
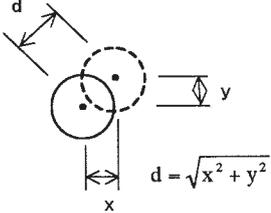
| 工種区分     | 検 査       |             |  | 許 容 限 度  | 合 格   |  | 備 考                             |                  |                   |
|----------|-----------|-------------|--|--|---|--|---------------------------------|------------------|-------------------|
|          | 事 項       | 種 別         | 方 法  |  | 判 定   | 不 合 格<br>判 定   |                                 | 事 後 措 置          |                   |
|          | II 形量検査   | 1. 出来形寸法    | (1) 各部の出来形寸法をスチールテープ等で実測する。なお、補強リング間隔・タラップ長さ・パーチカルステイフナー間隔、長さを目視・納品書等で確認 | 径 - 5 cm<br>長さ -10cm<br>巻立て幅 - 5 cm<br>" 厚さ - 3 cm<br>補強リング間隔・タラップ長さ・パーチカルステイフナー間隔は設計どおり | A 同 上<br>B 同 上  | 同 上  | 同 上                             |                  |                   |
|          |           |             | (2) 全ボーリング孔の数の検査。  | ± 0  | 設計どおりであればよい。  | 設計数量に満たない場合。   | 施工させる。                          |                  |                   |
|          |           |             | (3) 集排水ボーリング本数の30%以上を抽出して孔の位置、方向、角度、孔径、孔長を実測                             | 孔径 ± 0 cm<br>孔長 設計値以上<br>方向、角度 ± 1°  | A 許容限度以内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが、施工目的達成上、支障がないと認められた場合。 | 許容限度を超えており、施工目的達成上支障があると認められる場合。                     | 改造させる。                          |                  |                   |
|          | III 品質検査  | 1. 部材寸法及び品質 | (1) 抽出により各部材の厚さ、巾、長さをノギス、スチールテープ等で実測する。                                  | 規格どおり。   | 規格どおりであればよい。  | 規格に合っていない場合。   | 改造させる。                          |                  |                   |
|          |           |             | (2) 材料検査証（ミルシート）を参考にして各部材の質及びさび止めの状態を目視等により確認検査する。                       |  |   |  |                                 |                  |                   |
|          | IV その他の検査 | 2. ボルト等の締付け | (1) 抽出により締付箇所を手ハンマーの反響音で検査し濁音箇所はレンチを用いて直接検査する。                           |  | 澄んだ音がしてしっかり締まっている場合。                                    | ゆるんでいる場合。  | 締め直しをさせる。                       |                  |                   |
|          |           |             | 1. 床掘等   | (1) 床掘土の処理状況、跡片付け状態を目視により確認検査する。   |   | 良好である。   | 不十分である。                         | 手直しさせる。          | 一般的な施工方法を基準に判定する。 |
|          | (杭 打 工)   | I 計画検査      | 1. 位置  | (1) 水準基標（B.M）から位置、配列方向、距離をトランシット、スチールテープ等で実測する。  | 偏心量 D/4 以内かつ<br>10cm以内<br>※Dは杭径                         | A 許容限度内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが施工目的達成上支障がないと認められた場合。 | 許容限度を超えており施工目的達成上支障があると認められる場合。 | 改造させる。           |                   |
|          |           |             |  | 2. 杭頭高   | (1) 水準基標からレベルで実測する。                                     |  |                                 |                  | + 0 cm<br>- 20cm  |
|          |           |             |  | 3. 杭間隔   | (1) スチールテープ等で実測する。                                      |  |                                 |                  | ± 20cm            |
| II 形量検査  |           | 1. 杭径等      | (1) 抽出により杭の頭部径、肉厚をスチールテープ、ノギス等により実測する。                                   | 規格どおり。   | 規格どおりであればよい。  | 規格に合っていない場合。   | 同 上                             |                  |                   |
|          |           |             | 2. 明視できない部分  | (1) 根入長を証拠図書等により確認検査する。  |   |  |                                 | 設計値以上。           |                   |
| III 明視でき |           | 1. 溶接先端     | (1) 証拠図書類により確認検査する。  | 規格どおり。   | A 同 上   | 規格に合っておらず施工目的達成                                      | 同 上                             | 規格に合っておらず施工目的達成  |                   |
|          |           |             |  |  |   |  |                                 | その他必要事項について検査する。 |                   |

| 工種区分          | 検 査           |                           |   | 許 容 限 度  | 合 格  |                                     | 不 合 格           |                          | 備 考               |
|---------------|---------------|---------------------------|---|--|--|-------------------------------------|-----------------|--------------------------|-------------------|
|               | 事 項           | 種 別                       | 方 法   |  | 判 定  | 判 定                                 | 事 後 措 置         |                          |                   |
|               | ない部分<br>の検査   | 加工プレ<br>バクトコ<br>ンクリー<br>ト |   |  |  | B 規格に合っていないが施工目的達成上支障がないと認めた場合。     | 上支障があると認められる場合。 |                          |                   |
|               | IV品質検査        | 1.各部寸法                    | (1) 各使用材料の寸法を実測及び証拠図書等により検査する。  | 同 上  | A 同 上<br>B 同 上   | 同 上                                 | 同 上             | 同 上                      |                   |
|               |               | 2.品 質                     | (1) 材料検査証（ミルシート）を参考にして各部材の質を確認検査する。   | 同 上  | A 同 上<br>B 同 上   | 同 上                                 | 同 上             | 同 上                      |                   |
|               | Vその他の<br>検査   | 1.階 段 等                   | (1) 切土、階段巾、断片付け状態等を実測及び目視により確認検査する。   |  |  | 良好である。                              | 不十分である。         | 手直しさせる。                  | 一般的な施工方法を基準に判定する。 |
|               |               |                           |   |  |  |                                     |                 | その他必要事項について検査する。         |                   |
| (抑止アン<br>カー工) | I 形量検査        | 1.出来高寸<br>法               | (1) 段階確認時に各部の出来高寸法を検尺、スラントルール、スチールテープ等で実測する。<br>(2) 明視できない部分の出来高寸法については、証拠図書によって確認する。 | アンカー削孔数 ±0<br>削孔長 設計値以上<br>配置誤差 10cm<br>せん孔方向 ±1°      | A 許容限度以内であればよい。<br>B 許容限度を超えているが構造物の目的達成上支障がないと認めた場合。但し数量減の場合は減額して支払う。 | 許容限度を超えており、構造物の目的達成上、支障があると認められる場合。 | 改造させる。          |                          |                   |
|               |               | II 品質検査                   | 1.材料の規<br>格   | (1) アンカー体、アンカー材等の規格・寸法をスチールテープ、ノギス等で実測する。              | 規格どおり。   | 規格どおりであればよい。                        | 規格を下廻るもの。       | 規格に合ったものと交換させるか、又は改造させる。 |                   |
|               |               | 2.材料の品<br>質               | (1) 各材料の品質を材料検査証（ミルシート）のあるものはそれを参考にして目視等により確認検査する。                                    | 同 上  | A 同 上<br>B 構造物の耐久性を低下させるような欠点がなければよい。                                  | a 同 上<br>b 構造物の耐久性を低下させるような欠点がある場合。 | 同 上             | 同 上                      |                   |
| その他の工<br>事    | I 形量検査        |                           | (1) 構造物又は工事の各部寸法についてそれぞれ工事の内容に応じてスチールテープその他必要な測定器具を用いて検査する。                           |  |  | 類似工事の検査基準に準じて判定する。                  | 左に同じ。           | 改造又は手直しさせる。              |                   |
|               |               | II 品質検査                   |   | (1) 工用材料の規格、品質について材料検査証及び目視により確認検査する。<br>必要により破壊検査を行う。 |  | 同 上                                 | 同 上             | 同 上                      |                   |
|               | IIIその他の<br>検査 |                           |   |  |  |                                     |                 | その他必要事項について検査する。         |                   |

(別紙)

| 構造物の種類  | 測定箇所                           |
|---|--------------------------------|
| <p>コンクリート構造物</p> <p>コンクリートダム<br/>(本ダム、副ダム、側壁、水叩き)</p> |                                |
| <p>その他コンクリート構造物</p> <p>土留工、護岸工等</p>                   |                                |
| <p>鋼製構造物及び枠構造物</p> <p>鋼製ダム<br/>(鋼製堰堤工等)</p>           | <p>格子形</p> <p>A型</p> <p>B型</p> |
| <p>鋼製枠ダム工<br/>(鋼製自在枠工、コンクリート枠ダム工、大型特殊ふとんかご工等)</p>     |                                |

| 構造物の種類                          | 測定箇所   |
|---------------------------------|--|
| 丸太枠ダム工                          |    |
| 落石防止柵工、なだれ予防柵工等                 |    |
| 山腹基礎工<br>練石積工、空石積工、コンクリート版積工(S) |   |
| 水路工                             |  |
| 鉄線籠(蛇籠)工                        |  |
| 丸太積工<br>(粗朶積工)                  |  |
| 吹付工<br>(コンクリート、モルタル)            |  |

| 構造物の種類                    | 測定箇所  |
|---------------------------|---|
| 法 枠 工<br>(丸太のり枠工、計量のり枠工等) |                       |
| のり切工                      |  <p>※ 延長は、測量杭間の長さ</p> |
| 山 腹 緑 化 工<br>柵工、種苗工、筋工    |                      |
| 地 す べ り 防 止 工<br>集 水 井 工  |                     |
| 集排水ボーリング                  |                     |
| 抑止アンカー工                   |                     |
| 杭 工                       |                     |

## コンクリートダム検査野帳

(本ダム、副ダム、側壁、水叩き)

1. 工 種 工

2. 検査図面 別添出来高図のとおり

| 事 項      | 種 別                               | 方 法   | 許 容 限 度   | 合 不 |
|----------|-----------------------------------|---|---|-----|
| 計画検査     | 計 画 高                             | 水準基標 (B. M) より施工基面又は放水路天端をレベルで実測                                    | ± 3 cm  |     |
| 形量検査     | 高 さ                               | 変化点ごと及び天端と平行部分は10mに1箇所程度をレベル、スチールテープ等で実測                            | - 3 cm  |     |
|          | 長 さ                               | 放水路は上下流の長さ、その他は変位点ごとに中心線をスチールテープ等で実測                                | - L/300<br>ただし、<br>長さ45m以上 - 15cm<br>" 15m未満 - 5 cm |     |
|          | 巾                                 | 放水路天端、同鏡面、袖天端を各2箇所以上スチールテープ等で実測                                     | - 3 cm  |     |
|          | 水 抜 位 置<br>及 び 寸 法                | 水抜から放水路天端及び放水路中心線までの寸法をスチールテープ等で実測                                  | ± 5 cm  |     |
|          |                                   | 径又は辺をスチールテープ等で実測  | ± 2 cm  |     |
|          | 法                                 | 上下流法面及び放水路鏡面を各2箇所以上スラントルール等で実測                                      | ±0.2分   |     |
|          | 平 面 凹 凸                           | 放水路及び袖天端等の平面凹凸を正規平面を基準にして、レベル又はポール等で実測                              | ± 1 cm  |     |
| 明視出来ない部分 | 証拠図書により確認するが、必要に応じて掘り、又は破壊による直接検査 | 前各種別に準ずる  |   |     |
| 品質検査     | 材 料                               | 使用材料の規格、品質を見本又は証拠図書等により確認   | 仕様書に定められた規格、品質と同等かそれ以上                              |     |
|          | 外 見                               | 砂ボロ、豆板、凍結、クラック、エフロレッセンス等の有無、打縦目の良否等を目視により検査                         |   |     |
|          | 表 面 強 度                           | 放水路天端、両袖天端、上下流法面各1箇所以上をテストハンマーにより実測。<br>なお、残存型枠等で実測できない箇所は実測を省略できる。 | 設計基準強度  |     |

検査野帳様式 1 - 1

| 事 項    | 種 別       | 方 法   | 許 容 限 度                               | 合 不 |
|--------|-----------|---|---------------------------------------|-----|
| 圧縮強度   | 圧 縮 強 度   | コンクリートの圧縮強度試験表により確認   | 設計基準強度の85%を下廻るものがなくかつ全試料の平均値が設計基準強度以上 |     |
|        | 反 響 音     | 各部の反響音を手ハンマーで検査   |                                       |     |
|        | 破 壊       | 各検査の結果、不良箇所があつて特に必要がある場合に行い目視等により内容を検査する。<br>破壊孔の大きさは30cm×30cm×30cmを標準とし、目視等により内部検査 |                                       |     |
|        | 穿 孔 注 水   | 各検査の結果、不良箇所があつて特に必要がある場合に行い、減水速度により内部を検査する。<br>穿孔深は不良箇所又は打継目を貫通する深さとし、減水速度を検査       | 満水 1 分後の減水深10cm 以下                    |     |
| その他の検査 | 床 掘 等     | 床掘土の処理状況、埋め戻し、跡片付け状態を目視により確認検査  |                                       |     |
|        | 現 地 採 取 材 | 採取跡地の整地状況を目視により確認検査   |                                       |     |
|        |           |   |                                       |     |

## その他コンクリート構造物検査野帳

(土留工、護岸工等)

1. 工 種 工

2. 検査図面 別添出来高図のとおり

| 事 項      | 種 別                               | 方 法   | 許 容 限 度  | 合 不 |
|----------|-----------------------------------|---|--|-----|
| 計画検査     | 計 画 高                             | 水準基標 (B. M) より施工基面又は放水路天端をレベルで実測                                    | ± 5 cm   |     |
| 形量検査     | 高 さ                               | 変化点ごと及び天端と平行部分は10mに1箇所程度をレベル、スチールテープ等で実測                            | 高さ 3 m以上    - 10cm<br>" 3 m未満       - 5 cm                   |     |
|          | 長 さ                               | 放水路は上下流の長さ、その他は変位点ごとに中心線をスチールテープ等で実測                                | - L/300<br>ただし、<br>長さ45m以上    - 15cm<br>" 15m未満       - 5 cm |     |
|          | 巾                                 | 放水路天端、同鏡面、袖天端を各2箇所以上スチールテープ等で実測                                     | - 3 cm   |     |
|          | 水 抜 位 置<br>及 び 寸 法                | 水抜から放水路天端及び放水路中心線までの寸法をスチールテープ等で実測                                  | ± 5 cm   |     |
|          |                                   | 径又は辺をスチールテープ等で実測  | ± 2 cm   |     |
|          | 法                                 | 上下流法面及び放水路鏡面を各2箇所以上スラントルール等で実測                                      | ± 0.2分   |     |
|          | 平 面 凹 凸                           | 放水路及び袖天端等の平面凹凸を正規平面を基準にして、レベル又はポール等で実測                              | ± 1 cm   |     |
| 明視出来ない部分 | 証拠図書により確認するが、必要に応じて掘り、又は破壊による直接検査 | 前各種別に準ずる  |  |     |
| 品質検査     | 材 料                               | 使用材料の規格、品質を見本又は証拠図書等により確認   | 仕様書に定められた規格、品質と同等かそれ以上                                       |     |
|          | 外 見                               | 砂ボロ、豆板、凍結、クラック、エフロレッセンス等の有無、打縦目の良否等を目視により検査                         |  |     |
|          | 表 面 強 度                           | 放水路天端、両袖天端、上下流法面各1箇所以上をテストハンマーにより実測。<br>なお、残存型枠等で実測できない箇所は実測を省略できる。 | 設計基準強度   |     |

検査野帳様式 2 - 1

| 事 項    | 種 別       | 方 法   | 許 容 限 度                               | 合 不 |
|--------|-----------|---|---------------------------------------|-----|
| 圧縮強度   | 圧 縮 強 度   | コンクリートの圧縮強度試験表により確認   | 設計基準強度の85%を下廻るものがなくかつ全試料の平均値が設計基準強度以上 |     |
|        | 反 響 音     | 各部の反響音を手ハンマーで検査   |                                       |     |
|        | 破 壊       | 各検査の結果、不良箇所があつて特に必要がある場合に行い目視等により内容を検査する。<br>破壊孔の大きさは30cm×30cm×30cmを標準とし、目視等により内部検査 |                                       |     |
|        | 穿 孔 注 水   | 各検査の結果、不良箇所があつて特に必要がある場合に行い、減水速度により内部を検査する。<br>穿孔深は不良箇所又は打継目を貫通する深さとし、減水速度を検査       | 満水 1 分後の減水深10cm以下                     |     |
| その他の検査 | 床 掘 等     | 床掘土の処理状況、埋め戻し、跡片付け状態を目視により確認検査  |                                       |     |
|        | 現 地 採 取 材 | 採取跡地の整地状況を目視により確認検査   |                                       |     |

## 鋼製枠ダム工検査野帳

(鋼製自在枠工・コンクリート枠ダム工・大型特殊ふとんかごダム工等)

1. 工 種 工

2. 検査図面 別添出来高図のとおり

| 事 項    | 種 別       | 方 法   | 許 容 限 度   | 合 不 |
|--------|-----------|---|---|-----|
| 計画検査   | 計 画 高     | 水準基標 (B.M) より、施工基面又は放水路天端をレベルで実測              | ± 5 cm  |     |
| 形量検査   | 高 さ       | 変化点ごと及び天端と平行部分は10mに1箇所程度をレベル、スチールテープ等で実測      | - 5 cm  |     |
|        | 長 さ       | 放水路及び変位点ごとに中心線をスチールテープで実測                     | - L/300<br>ただし、<br>長さ30m以上 - 10cm<br>" 15m未満 - 5 cm |     |
|        | 巾         | 放水路天端及び袖天端を各2ヶ所以上スチールテープで実測                   | - 5 cm  |     |
|        | 法         | スラントルール等で実測                                   | ±0.2分   |     |
|        | 明視出来ない部分  | 証拠図書により確認するが、必要に応じて掘削、又は破壊による直接検査             | 前各種別に準ずる  |     |
| 品質検査   | 部 材 寸 法   | 木材、鋼材の抽出箇所の径、長さをノギス、スチールテープ等で実測               | 規格どおり   |     |
|        | 鋼 材 品 質   | 材料検査証 (ミルシート) を参考にして各部材の質及びサビ止めの状態を目視等により確認検査 | 規格どおり   |     |
|        | ボルト等の締付け  | 抽出により締付け箇所を手ハンマーの反響音で検査し、濁音箇所はレンチを用いて直接検査     |   |     |
|        | 詰 石       | 径をスチールテープ等で実測 (径は長径と短径の平均値とする) 石質を手ハンマー等で検査   | 規格どおり   |     |
| その他の検査 | 床 掘 等     | 床掘工の処理状況、埋め戻し、跡片付け状態を目視により確認検査                |   |     |
|        | 現 地 採 取 材 | 採取跡地の整地状況を目視により確認検査                           |   |     |

## 鋼製ダム工検査野帳

(鋼製堰堤工等)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. コンクリート部分の検査、別添コンクリート構造物検査野帳のとおり

| 事 項          | 種 別          | 方 法   | 許 容 限 度   | 合 不   |
|--------------|--------------|---|---|-------|
| 計画検査         | 計 画 高        | 水準基標 (B.M) より施工基面又は放水路天端をレベルで実測                           | ± 3 cm  |       |
| 形量検査         | 高 さ          | 変化点ごと及び天端と平行部分は10mに1箇所程度をレベル、スチールテープ等で実測                  | A型 <span style="float: right;">±0.5cm</span><br>格子形・B型<br><span style="float: right;">±(1+H/100)cm</span> |       |
|              | 長 さ          | (1) 格子型<br>L及びlをスチールテープ等で実測<br>(2) B型<br>lをスチールテープ等で実測    | L <span style="float: right;">± 5 cm</span><br>l <span style="float: right;">±(1+l/100)cm</span>          |       |
|              | 巾            | (1) A型・格子型<br>wをスチールテープ等で実測<br>(2) B型<br>W及びwをスチールテープ等で実測 | A型 <span style="float: right;">±0.5cm</span><br>格子形・B型<br><span style="float: right;">±(1+W/100)cm</span> |       |
|              | スリット<br>設置間隔 | スリット間ごとに中心線をスチールテープ等で実測                                   | ± 5 cm  |       |
|              | スリット<br>設置深さ | スリットの根入深さ等を計画高及び形量検査(高さ)より計測し確認                           | ± 5 cm  |       |
|              | 品質検査         | 部 材 寸 法   | 抽出により、各部材の長さ、巾、厚さ等をノギス、スチールテープ等で実測  | 規格どおり |
| 品 質          |              | 材料検査証(ミルシート)を参考にして各部材の質及びさび止めの状態を目視等により確認検査               | 規格どおり   |       |
| ボルト等の<br>締付け |              | 抽出により締付箇所を手ハンマーの反響音で検査し、濁音箇所はレンチを用いて直接検査                  |   |       |

## 鋼製構造物検査野帳

(落石防止柵工、なだれ防止柵工等)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. コンクリート部分の検査、別添コンクリート構造物検査野帳のとおり

| 事 項    | 種 別      | 方 法   | 許 容 限 度  | 合 不 |
|--------|----------|---|--|-----|
| 計画検査   | 計 画 高    | 水準基標 (B.M) より施工基面をレベルで実測                      | ± 5 cm   |     |
| 形量検査   | 高 さ      | 変化点ごと及び天端と平行部分は10mに1箇所程度をレベル、スチールテープ等で実測      | - 3 cm   |     |
|        | 長 さ      | 放水路及び変位点ごとに中心線をスチールテープ等で実測                    | - L/300<br>ただし、<br>長さ30m以上 -10cm<br>" 15m未満 - 5 cm |     |
|        | 明視出来ない部分 | 証拠図書により確認するが、必要に応じて掘り等の直接検査                   | 前各種別に準ずる   |     |
| 品質検査   | 部 材 寸 法  | 抽出により、各部材の長さ、巾、厚さ等をノギス、スチールテープ等で実測            | 規格どおり  |     |
|        | 品 質      | 材料検査証 (ミルシート) を参考にして各部材の質及びさび止めの状態を目視等により確認検査 | 規格どおり  |     |
|        | ボルト等の締付け | 抽出により締付箇所を手ハンマーの反響音で検査し、濁音箇所はレンチを用いて直接検査      |  |     |
| その他の検査 |          | コンクリート基礎がある場合は、その他コンクリート構造物に準ずる。              |  |     |

## 丸太枠ダム工検査野帳

1. 工 種 工

2. 検査図面 別添出来高図のとおり

| 事 項          | 種 別       | 方 法                                      | 許 容 限 度  | 合 不 |
|--------------|-----------|--|--|-----|
| 計画検査         | 計 画 高     | 水準基標 (B. M) より、施工基面又は放水路天端をレベルで実測        | ± 5 cm   |     |
| 形量検査         | 高 さ       | 変化点ごと及び天端と平行部分は10mに1箇所程度をレベル、スチールテープ等で実測 | -10cm  |     |
|              | 長 さ       | 放水路及び変位点ごとに中心線をスチールテープで実測                | -L/50<br>ただし、<br>長さ20m以上 -40cm<br>" 5m未満 -10cm |     |
|              | 巾         | 放水路天端及び袖天端を各2ヶ所以上スチールテープで実測              | -5cm   |     |
|              | 法         | スラントルール等で実測                              | ±0.5分  |     |
|              | 明視出来ない部分  | 証拠図書により確認するが、必要に応じて掘削等による直接検査            | 前各種別に準ずる                                       |     |
| 品質検査         | 部 材 寸 法   | 木材、鋼材の抽出箇所の径、長さをノギス、スチールテープ等で実測          | 規格どおり  |     |
|              | 丸 太 品 質   | 腐れ、割れ、穿孔虫被害等、材の耐久性を低下させる欠点がないか目視等により確認検査 | 規格どおり  |     |
|              | ボルト等の締付け  | 締付け箇所を抽出して手ハンマーの反響音で検査し、濁音箇所はレンチを用いて直接検査 |  |     |
|              | 詰 石       | 径をスチールテープ等で実測。<br>(径は長径と短径の平均値とする)       | 規格どおり  |     |
| 石質を手ハンマー等で検査 |           |  |  |     |
| その他の検査       | 床 掘 等     | 床掘土の処理状況、埋め戻し、跡片付け状態を目視により確認検査           |  |     |
|              | 現 地 採 取 材 | 採取跡地の整地状況を目視により確認検査                      |  |     |

## コンクリートブロック積工検査野帳

(練石積工、空石積工)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 50%以上 (施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項    | 種 別            | 方 法  | 許 容 限 度  | 合 不 |
|--------|----------------|--|--|-----|
| 計画検査   | 計 画 高          | 水準基標 (B. M) より施工基面又は放水路天端をレベルで実測                       | ± 5 cm   |     |
| 形量検査   | 高 さ<br>( 法 長 ) | 変化点ごと及び天端と平行部分は10mに1箇所程度をレベル、スチールテープ等で実測               | - 5 cm   |     |
|        | 長 さ            | 変位点間及び全長をスチールテープ等で実測                                   | - L/100<br>ただし、<br>長さ20m以上 -20cm<br>" 5 m未満 - 5 cm |     |
|        | 厚 巾            | 放水路天端及び袖天端を各2箇所以上スチールテープで実測                            | - 3 cm   |     |
|        | 法              | スラントルール等で実測  | ±0.3分  |     |
|        | 水 抜 パイ プ       | 施工箇所数を目視により確認検査  | 仕様どおり  |     |
|        | 明視出来ない部分       | 証拠図書により確認するが、必要に応じて根掘り等により直接検査                         | 前各種別に準ずる   |     |
|        |                | 100㎡に1箇所程度、背面を掘起し、胴込めコンクリートの厚さ、裏込め材の厚さを実測              | - 3 cm   |     |
| 抜き取り検査 | コンクリートブロック等の規格 | 単位当たり個数及び100㎡に1箇所程度抜取って面、控等の規格検査<br>(溪間工間詰は抜き取りを省略する。) | 規格どおり  |     |
|        | 施 工 状 況        | 胴込コンクリートの充填状況並びに積方の検査                                  | 仕様どおり  |     |
| 品質検査   | 裏込礫の規格         | 径をスチールテープ等で実測<br>(径は長径と短径の平均値とする)                      | 規格どおり  |     |
|        | 各資材の品質         | コンクリートブロック等及び裏込礫、胴込コンクリートの質を手ハンマー目視等で検査                | 規格どおり  |     |
|        | 水 抜 パイ プ       | 規格、品質を確認 検査  | 仕様どおり  |     |

## コンクリートブロック積工検査野帳

(練石積工、空石積工)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 50%以上 (施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項        | 種 別    | 方 法                                    | 許 容 限 度 | 合 不 |
|------------|--------|--|---------|-----|
| その他の<br>検査 | 床 拵 等  | 床拵、地山への取り付け等の状態及び目地仕<br>上げ状況を目視により確認検査 |         |     |
|            | 現地採取材料 | 採取跡地の整地状況を目視により確認検査                    |         |     |

## コンクリート板積工検査野帳

(コンクリート板積 (S・C))

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 50%以上 (施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項    | 種 別            | 方 法  | 許 容 限 度   | 合 不 |
|--------|----------------|--|---|-----|
| 形量検査   | 高 さ            | 変位点ごと及び天端と平行部分は10mに1箇所程度スチールテープ等で実測                          | - 5 cm  |     |
|        | 長 さ            | 変位点間及び全長をスチールテープ等で実測   | - L/100<br>ただし、<br>長さ20m以上 <span style="margin-left: 20px;">- 20cm</span><br>" 5 m未満 <span style="margin-left: 20px;">- 5 cm</span> |     |
|        | 厚 さ            | コンクリート等を使用した場合はスチールテープ等で実測                                   | - 3 cm  |     |
|        | 法              | ポール及びスラントール等で実測  | ±0.3分   |     |
|        | 明視出来ない部分       | 証拠図書により確認するが、必要に応じて根掘り等により直接検査                               | 前各種別に準ずる  |     |
| 品質検査   | 規 格            | コンクリート板の各部寸法をスチールテープ等で実測                                     | 規格どおり   |     |
|        |                | 裏込礫の径をスチールテープ等で実測 (径は長径と短径の平均値とする)                           | 規格どおり   |     |
|        | 品 質            | コンクリート板、胴込コンクリート等及び裏込礫の質を手ハンマー、目視等で検査                        | 規格どおり   |     |
|        | 中詰土の締固め (Sに適用) | 径3cm、長さ144cm、重さ8kg程度の鉄棒を下端が地上50cm位の所から自然落下させ、先端が土中にめり込む程度で判定 | めり込み深さ3cm以内   |     |
| その他の検査 | 床拵等            | 床拵、地山への取り付け等の状態を目視等により確認検査                                   |   |     |
|        | 現地採取材料         | 採取跡地の整地状況を目視等により確認検査   |   |     |

## 鉄線籠(蛇籠)工検査野帳

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 50%以上(施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項    | 種 別           | 方 法                                 | 許 容 限 度  | 合 不 |
|--------|---------------|-------------------------------------|--|-----|
| 形量検査   | 高 さ           | 変化点ごと及び天端と平行部分は10mに1箇所程度スチールテープ等で実測 | - 5 cm   |     |
|        | 長 さ           | 1. 変位点間及び全長をスチールテープ等で実測             | - L/50<br>ただし、<br>長さ15m以上 -30cm<br>" 5 m未満 -10cm |     |
|        | (のり長)         | 1. 変位点間及び全長をスチールテープ等で実測             | - L/50<br>ただし、<br>長さ10m以上 -20cm<br>" 5 m未満 -10cm |     |
|        | 巾・厚さ<br>( 径 ) | 任意抽出箇所をスチールテープ等で実測                  | - 5 cm   |     |
|        | 法             | ポール及びスラントール等で実測                     | ±0.3分  |     |
|        | 明視出来ない部分      | 証拠図書により確認するが、必要により根掘りによる直接検査        | 前各種別に準ずる   |     |
| 品質検査   | 規 格           | 鉄線籠の各部寸法及び網目、線径等をスチールテープ、ノギス等で実測    | 規格どおり  |     |
|        |               | 詰石の径をスチールテープ等で実測(径は長径と短径の平均値とする)    | 規格どおり  |     |
|        | 品 質           | 詰石の質を手ハンマー、目視等で検査                   | 規格どおり  |     |
| その他の検査 | 床 拵 等         | 床拵、地山への取り付け等の状態を目視等により確認検査          |  |     |
|        | 現地採取材料        | 採取跡地の整地状況を目視等により確認検査                |  |     |

## 丸太積工検査野帳

(粗 朶 積 工)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 50%以上 (施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項    | 種 別      | 方 法                                     | 許 容 限 度  | 合 不 |
|--------|----------|---|--|-----|
| 形量検査   | 高 さ      | 延長10mに1箇所程度スチールテープ等で実測                  | -10cm  |     |
|        | 長 さ      | 全長をスチールテープ等で実測                          | -L/50<br>ただし、<br>長さ20m以上 -40cm<br>" 5m未満 -10cm |     |
|        | 巾        | 任意抽出箇所をスチールテープ等で実測                      | - 5 cm   |     |
|        | 法        | ポール及びスラントルール等で実測                        | ±0.5分  |     |
|        | 材料使用量    | 任意箇所の掘起しによる単位当たり材料使用量の確認検査              | 仕様どおり  |     |
|        | 明視出来ない部分 | 証拠図書により確認するが、必要により根掘りによる直接検査及び数箇所の掘起し検査 | 前各種別に準ずる                                       |     |
| 品質検査   | 規 格      | 丸太、粗朶、雑草雑木株等の各部寸法をスチールテープ等で実測           | 仕様どおり  |     |
|        | 品 質      | 各資材に施工目的を阻害するような欠点がないか目視等により検査          | 規格どおり  |     |
| その他の検査 | 植 生      | 雑草雑木株の活着状況を目視等により確認検査                   | 枯損率20%   |     |
|        | 床 拵 等    | 床拵、地山への取り付け等の状態を目視等により確認検査              |  |     |
|        | 現地採取材料   | 採取跡地の整理状況を目視等により確認検査                    |  |     |

## 水路工検査野帳

(暗 渠 工)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 50%以上 (施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項    | 種 別      | 方 法   | 許 容 限 度  | 合 不 |
|--------|----------|---|----------|-----|
| 形量検査   | 長 さ      | 1. 全長をスチールテープ等で実測                                 | -20cm    |     |
|        | 巾        | 任意抽出箇所をスチールテープ等で実測                                | -10cm    |     |
|        | 深 さ      | 同 上   | - 5 cm   |     |
|        | 明視出来ない部分 | 証拠図面により確認すると共に100mに1箇所程度の掘り起し検査                   | 前各種別に準ずる |     |
| 品質検査   | 規 格      | 使用材料の規格、寸法を目視及び実測等により検査                           | 規格どおり    |     |
|        | 品 質      | 使用材料の品質を材料検査証 (ミルシート) のあるものはそれを参考にして打撃、目視等により確認検査 | 規格どおり    |     |
| その他の検査 | 施 工      | 施工位置、深さが集排水に適したものであるかどうか、目視等により確認検査               |          |     |
|        | 現地採取材料   | 採取跡地の整地状況を目視等により確認検査                              |          |     |
|        |          |   |          |     |

## 吹 付 工 検 査 野 帳

(コンクリート、モルタル)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 20%以上 (施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項           | 種 別   | 方 法   | 許 容 限 度                             | 合 不 |
|---------------|-------|---|-------------------------------------|-----|
| 形量検査          | 面 積   | 面積は、出来高図（測量野帳）に基づき、測量杭の抽出検測及び証拠図書等により確認する。                    | 設計値以上<br>(抽出検査計)                    |     |
|               | のり長   | 任意抽出個所をスチールテープ等で実測  | のり長 3 m以上 -10cm<br>" 3 m未満 - 5 cm   |     |
|               | 厚 さ   | 吹付厚確認用測定ピン等により、200㎡に1か所（全施工面積が200㎡未満の場合は2か所をコーアまたはさく孔により実測する。 | 厚さ 5 cm以上 - 2 cm<br>" 5 cm未満 - 1 cm |     |
|               | 区 間 長 | 任意抽出個所をスチールテープ等で実測  | -20cm                               |     |
| 品質検査          | 規 格   | ワイヤラス、アンカー材等の規格・寸法をスチールテープ等で実測する。                             | 規格どおり                               |     |
|               | 品 質   | 各材料の品質を材料検査証（ミルシート）のあるものはそれを参考にして目視等により確認検査する。                | 規格どおり                               |     |
| そ の 他 の 検 査 施 | 工     | 吹付がよく地山に密着しているかどうか目視により確認検査する。                                |                                     |     |

## のり 枠 工 検 査 野 帳

(丸太のり枠工、計量のり枠工等)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 20%以上 (施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項         | 種 別         | 方 法  | 許 容 限 度                      | 合 不 |
|-------------|-------------|--|------------------------------|-----|
| 形量検査        | 面 積         | 面積は、出来高図（測量野帳）に基づき、測量杭の抽出検測及び証拠図書等により確認する。   | 設計値以上<br>(抽出検査計)             |     |
|             | のり長         | 任意抽出箇所をスチールテープ等で実測                           | のり長10m未満 -10cm<br>" 以上 -20cm |     |
|             | 幅           | 同 上  | - 3 cm                       |     |
|             | 高さ          | 同 上  | - 3 cm                       |     |
|             | 吹付枠<br>中心間隔 | 同 上  | ±10cm                        |     |
|             | 延 長         | 施工箇所毎にスチールテープ等で実測                            | -20cm                        |     |
| 品質検査        | 規 格         | 枠材及び連結材、アンカー材等の規格寸法をスチールテープ等で実測              | 規格どおり                        |     |
|             | 品 質         | 使用材料の品質を、材料検査証（ミルシート）のあるものはそれを参考に、目視等により確認検査 | 規格どおり                        |     |
| その他の<br>検 査 | 施 工         | 枠がよく地山に密着しているかどうか目視により確認検査                   |                              |     |

## 筋 工 等 検 査 野 帳

(柵工、積苗工、筋工等)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 20%以上 (施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項         | 種 別          | 方 法  | 許 容 限 度   | 合 不 |
|-------------|--------------|--|---|-----|
| 形量検査        | 長 さ          | 全長をスチールテープ等で実測                                 | - L/50<br>ただし、<br>長さ20m以上 -40cm<br>// 10m未満 -10cm |     |
|             | 巾            | 任意抽出個所をスチールテープ等で実測                             | - 5 cm  |     |
|             | 高 さ          | 同 上  | - 5 cm  |     |
|             | 明視出来な<br>い部分 | 施工箇所ごとに1箇所程度を長さ50cm程度掘起し、厚さ、深さを実測              | 前各種別に準ずる  |     |
| 品質検査        | 規 格          | 使用材料の規格寸法をスチールテープ等で実測                          | 規格どおり   |     |
|             | 品 質          | 使用材料の品質を材料検査証 (ミルシート) のあるものはそれを参考にして目視等により確認検査 | 規格どおり   |     |
| その他の<br>検 査 | 筋 間 隔        | 筋間隔を規定したものについてスチールテープ等で実測                      | 仕様どおり   |     |
|             | 植 生          | 活着 (発芽) 状態及び生育状況を目視等により確認検査                    | 枯損率 20%<br>発芽 (面積) 率 70%                          |     |
|             | 現地採取材<br>料   | 採取跡地の整地状況を目視により確認検査                            |   |     |

## 伏 工 検 査 野 帳

(むしろ、化繊ネット等)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 20%以上 (施工箇所ごとに抽出する)

| 事 項         | 種 別           | 方 法  | 許 容 限 度          | 合 不 |
|-------------|---------------|--|------------------|-----|
| 形量検査        | 重ねしろ<br>(むしろ) | 施工箇所ごとに任意抽出箇所に横に10mのストレッチテープを張り、その中の張付枚数をもとに被覆材の平均重ねしりを算出。               | ± 3 cm           |     |
|             | 面 積           | 出来高図 (測量野帳) に基づき、測量杭の抽出検測及び証拠図書等により確認検査                                  | 設計値以上<br>(抽出検査計) |     |
|             | 材料使用量         | 目串、張縄等の単位当たり使用量を目視等により確認検査   | 仕様どおり            |     |
|             | 植 生           | 1,000m <sup>2</sup> に2箇所の割合で標準地 (縦1m*横1m) を設定して目視等により植生の植被率を求め、平均値を算出する。 | 植被率70%以上         |     |
| 品質検査        | 規 格 品 質       | 納品書、発芽証明書等により、使用材料の規格、品質を確認検査  | 規格どおり            |     |
| その他の<br>検 査 |               |  |                  |     |

## 種子吹付工検査野帳

(航空実播工・厚層基材吹付工等)

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 20%以上 (施工箇所ごとに抽出する・航空実播工除く)

| 事 項  | 種 別     | 方 法  | 許 容 限 度                                       | 合 不 |
|--|---------|--|---|-----|
| 形量検査   | 面 積     | 測量野帳に基づき測量杭の抽出検測及び証拠図書等により確認検査                           | 設計値以上<br>(抽出検査計)                              |     |
|  | 吹 付 厚   | 客土吹付の場合は200㎡に1箇所(全施工面積が200㎡未満の場合は2箇所)を掘起し実測              | 5 cm以上 -20%<br>" 未満 -10%<br>但し平均厚さは設計厚さ以上とする。 |     |
|  | 植 生     | 1,000㎡に2箇所の割合で標準地(縦1m*横1m)を設定して目視等により植生の植被率を求め、平均値を算出する。 | 植被率70%以上                                      |     |
|  | 材 料     | ① 種子、肥料、その他資材等<br>納品書等により使用数量の確認検査                       | 設計どおり   |     |
| ② 金網、マット、アンカー等<br>実地検査、施工写真、納品書等により使用数量の確認検査 |         | 設計どおり  |   |     |
| 品質検査   | 規 格 品 質 | ① 種子、肥料、その他資材等<br>発芽証明書、品質証明書等により確認検査                    | 規格どおり   |     |
|  |         | ② 金網、マット、アンカー等<br>材料検査証(ミルシート)のあるものは、それを参考にして目視等により確認検査  | 規格どおり   |     |
| その他の検査                                       |         |  |   |     |

## 植 栽 工 検 査 野 帳

1. 工 種 工
2. 検査図面 別添出来高図のとおり
3. 抽出検査率 5%以上（施工箇所ごとに抽出する）

| 事 項    | 種 別      | 方 法  | 許 容 限 度 | 合 不 |
|--------|----------|--|---------|-----|
| 形量検査   | 植 付 本 数  | 施工箇所ごとに植付本数が5%以上になるような植列を任意抽出し、植付本数をカウントして出来高数量を確認検査 | ± 5 %   |     |
|        | 樹種割合等    | 同上の方法で樹種割合、植付間隔等を確認検査                                | 仕様どおり   |     |
|        | 枯 損 率    | 同上の方法で枯損率を検査   | 15%以内   |     |
|        | 明視出来ない部分 | 1 haに1本程度掘り起して、植穴の大きさ及び基肥量等の確認検査                     | 仕様どおり   |     |
| 品質検査   | 規 格      | 樹種別苗木の規格、品質の検査                                       | 規格どおり   |     |
|        |          | 肥料等の規格、品質の検査   | 規格どおり   |     |
| その他の検査 |          |  |         |     |

## 集水井工検査野帳

(集排水ボーリング孔を含む)

1. 工 種 工

2. 検査図面 別添出来高図のとおり

| 事 項         | 種 別             | 方 法   | 許 容 限 度  | 合 不    |  |
|-------------|-----------------|---|----------|--------|--|
| 計画検査        | 位置及び<br>計画高     | (1) 水準基標 (B. M) から井戸天端中心点の方向距離をトランシット、スチールテープ等で実測する。<br>(2) 水準基標 (B. M) から井戸天端の高さをレベルで実測する。 | 各± 5 cm  |        |  |
|             | 偏心量             | (1) 井戸天端と低底部の中心点を実測する。  | 偏心量 15cm |        |  |
| 形量検査        | 径               | 井戸天端及び深さ10mに1箇所程度スチールテープ等で実測  | - 5 cm   |        |  |
|             | 長 さ             | 井戸天端からの深さをスチールテープ等で実測または、納品書等から確認する。  | -10cm    |        |  |
|             | 巻 立 て           | 巻立て幅、厚さをスチールテープ等で実測   | 幅        | - 5 cm |  |
|             |                 |   | 厚さ       | - 3 cm |  |
|             | 補強リング           | 設置位置を目視等で確認   | 設計どおり    |        |  |
|             | タ ラ ッ プ         | タラップの長さを納品書等で確認   | 設計どおり    |        |  |
|             | バーチカル<br>ステイフナー | バーチカルステイフナーの取付間隔及び長さを目視・納品書等で確認   | 設計どおり    |        |  |
|             | 集排水ボー<br>リング孔   | 全ボーリング孔の数の検査<br><br>ボーリング本数の30%以上を抽出して、孔の位置、方向、角度及び孔径、孔長を実測。実測不能の場合は証拠図書により確認               | ± 0      |        |  |
| 孔径          |                 |   | ± 0 cm   |        |  |
| 孔長          |                 |   | 設計値以上    |        |  |
| 品質検査        | 部 材 寸 法         | 抽出により各部材の厚さ、巾、長さをノギス、スチールテープ等で実測  | 規格どおり    |        |  |
|             | 品 質             | 材料検査証 (ミルシート) を参考にして各部材の質及びさび止めの状態を目視等により確認検査   | 規格どおり    |        |  |
|             | ボルト類の<br>締付け    | 抽出により締付箇所を手ハンマーの反響音で検査し、濁音箇所はレンチを用いて直接検査  |          |        |  |
| その他の<br>検 査 | 床 掘 等           | 床掘土の処理状況、跡片付け状態を目視により確認検査   |          |        |  |

## 杭 打 工 検 査 野 帳

1. 工 種 工

2. 検査図面 別添出来高図のとおり

| 事 項         | 種 別             | 方 法  | 許 容 限 度                 | 合 不 |
|-------------|-----------------|--|-------------------------|-----|
| 計画検査        | 位 置             | 水準基標（B.M.）から、位置、配列方向、距離をトランシット、スチールテープ等で実測 | 偏心量 D（杭径）／4<br>かつ10cm以内 |     |
|             | 杭 頭 高           | 水準基標からレベルで実測                               | + 0 cm<br>- 20cm        |     |
|             | 杭 間 隔           | スチールテープ等で実測                                | ±20cm                   |     |
| 形量検査        | 杭 径 等           | 抽出により杭の頭部径、肉厚をスチールテープ、ノギス等により実測            | 規格どおり                   |     |
|             | 明視出来ない部分        | 杭長を証拠図書等により確認検査                            | 規格どおり                   |     |
| 明視できない部分の検査 | 熔 接             | 証拠図書類により確認検査                               | 規格どおり                   |     |
|             | 先 端 加 工         | 同 上  | 規格どおり                   |     |
|             | プレパクト<br>コンクリート | 同 上  | 規格どおり                   |     |
| 品質検査        | 各 部 寸 法         | 各使用材料の寸法を実測及び証拠図書等により検査                    | 規格どおり                   |     |
|             | 品 質             | 材料検査証（ミルシート）を参考にして各部材の質を確認検査               | 規格どおり                   |     |
| その他の検査      | 階 段 等           | 切土、階段巾、跡片付け状態等を実測及び目視により確認検査               |                         |     |
|             |                 |  |                         |     |

## 抑止アンカー工検査野帳

1. 工 種 工

2. 検査図面 別添出来高図のとおり

| 事 項  | 種 別           | 方 法  | 許 容 限 度 | 合 不 |
|------|---------------|--|---------|-----|
| 形量検査 | アンカー<br>削 孔 数 | 全削孔数の確認検査                                      | ± 0     |     |
|      | 削 孔 長         | 各部の出来高寸法を検尺、スラントルール、スチールテープ等で実測及び証拠図書等により検査する。 | 設計値以上   |     |
|      | 配 置 誤 差       | 同 上  | 10cm    |     |
|      | せん孔方向         | 同 上  | ± 1°    |     |
|      | 明視出来ない部分      | 証拠図書等により確認検査                                   | 規格どおり   |     |
| 品質検査 | 各 部 寸 法       | アンカー体、アンカー材等の規格・寸法をスチールテープ、ノギス等で実測及び証拠図書等により検査 | 規格どおり   |     |
|      | 品 質           | 材料検査証（ミルシート）を参考にして各部材の質を確認検査                   | 規格どおり   |     |

## その他の工事検査野帳

1. 工 種 工

2. 検査図面 別添出来高図のとおり

| 事 項 | 種 別 | 方 法 | 許 容 限 度 | 合不 |
|-----|-----|-----|---------|----|
|     |     |     |         |    |

改 造 （ 補 修 ） 指 示 書

1 改造（補修）箇所

別 紙 図 面 の 通 り

2 方 法

3 改造（補修）期限

平成 年 月 日

平成 年 月 日検査の結果、上記箇所について手直しを指示します。

平成 年 月 日

殿

(分任) 支出負担行為担当官

㊟